

# 一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を静岡県裾野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、静岡県立裾野高等学校の教育活動の後援及び教育環境の整備に関する事業を行い、学校の教育の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この学校の教育活動の後援に関する事業
- (2) この学校の環境整備に関する事業
- (3) この学校の後援事業基金に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この学校に在学する生徒の保護者等で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 この法人に功績があった者又は学識経験者で、この法人の目的に賛同して入会した者又は団体

2 前項の正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、理事会において別に定めるところにより、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

**第8条** 会員は、理事会において、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき。

(2) この学校に在学する生徒の保護者等でなくなったとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

**第11条** 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

**第15条** 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が不在の場合は、出席している正会員の中から選出する。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、正会員及び特別会員それぞれ1人につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第18条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

**第19条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上8人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長とし、2人を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 第2項の副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

**第20条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第21条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

**第23条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、

新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

**第24条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

**第25条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は支払うことができる。

## 第6章 理事会

(構成)

**第26条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第27条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

**第28条** 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

**第29条** 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が不在の場合は、出席する理事で互選する。

(決議)

**第30条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第31条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

**第32条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第33条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第34条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監

査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (剩余金の扱い)

**第35条** この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第36条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第37条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第38条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第39条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は星野季夫、副会長は本崎 肇、富岡直彦とする。
- 4 令和6年5月15日改正 第19条(役員の設置)第1項第1号及び第2号